

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	相谷 (永源寺相谷町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

基盤整備(県営ほ場整備)は完了しており、農地の集積・集団化も一応完了している。(農)永源寺相谷ファームが全体をほぼ受託、管理しているが、法人従事者の高齢化による今後の運営が難しく、後継者も見つからない状況である。遅くとも3年後には法人を解散し地権者への受託を打ち切るかどうかの判断をする予定。今後どうするかの話合を継続して行っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

現在、法人としては水稲、野菜(生姜)を中心に営農を行っている。水稲は面積に対して設備費が大きくかかり負担になっている。生姜については獣害に強く、競争先も少なく種の保存にも成功し、高収益が見込まれ中山間補助金を含み黒字に貢献している。法人としては、儲かる農業をしなければ後継者が見つかるわけがないので黒字のうちに後継者に譲渡したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
地域内の集積・集団化は殆ど完了している。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
引続き農地中間管理機構を活用していく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
基盤整備の予定はない。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため市、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいきたい。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
費用対効果を検討し利用したい。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

<p> </p>
